

財政福祉委員会 説明資料

第3次名古屋市債権管理計画（案）について

目 次

	頁
1 これまでの名古屋市債権管理計画における取り組み -----	1
2 第3次名古屋市債権管理計画（案）の概要 -----	7
（参考）平成28年度以降の債権管理の推進イメージ -----	12

平成27年12月4日

財 政 局

1 これまでの名古屋市債権管理計画における取り組み

収入の確保と市民負担の公平性を維持するために、平成22年4月に設置した名古屋市債権管理対策会議を中心として、名古屋市債権管理条例並びに名古屋市債権管理計画（以下「第1次計画」という。）及び第2次名古屋市債権管理計画（以下「第2次計画」という。）に基づく債権管理の適正化に向けた取り組みを着実に進め、未収金の圧縮に努めてきた。

○第1次計画

計画期間 平成23年度から平成25年度まで

目 標 平成25年度末の未収金額を251億円以下とする

○第2次計画

計画期間 平成26年度から平成28年度まで

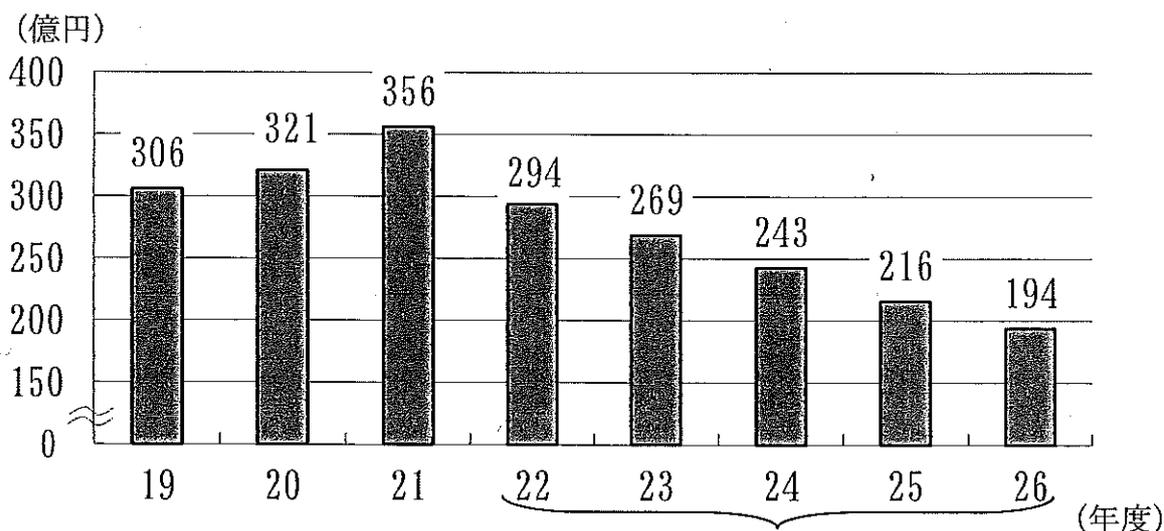
目 標 平成28年度末の未収金額を209億円以下とする

(1) 取り組みの成果

未収金の効率的かつ効果的な圧縮に向けて全庁一体となった取り組みを行った結果、平成21年度末に356億円であった未収金は、平成25年度末に216億円となり、第1次計画に定める目標を達成した。

第1次計画における取り組みの流れを継続し、定着させることを目的として、第2次計画を策定し、取り組みを進めた結果、計画期間の初年度である平成26年度末において、未収金は194億円まで減少し、第2次計画に定める目標を達成した。

ア 未収金額の推移



適正な債権管理の実現・定着に向けた取り組み後

イ 取り組みの達成状況

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末 未収金額①	平成26年度末 未収金額②	第 2 次 計画目標 (平成28年度末)	圧 縮 額 ②-①
財 政 局	13,261	3,826	4,502	△9,435
市 民 経 済 局	28	16	26	△12
環 境 局	4,482	7	115	△4,475
健 康 福 祉 局	15,542	13,682	14,436	△1,860
子 ども 青 少 年 局	866	897	861	31
住 宅 都 市 局	813	478	434	△335
緑 政 土 木 局	62	45	36	△17
教 育 委 員 会	41	46	49	5
消 防 局	1	1	—	△0
上 下 水 道 局	273	207	213	△66
交 通 局	3	10	—	7
病 院 局	194	155	149	△39
合 計	35,566	19,370	20,821	△16,196

ウ 主な未収金の状況

未収金額が 1,000 万円以上で滞納者数が10人以上の債権又は滞納者数が 1,000 人以上の債権については、債権回収実施計画を策定して、計画に基づく取り組みを着実に実施することで、未収金の圧縮に努めた。

(単位：百万円)

区 分	債 権 名	平成21年度末 未 収 金 額 ①	平成26年度末 未 収 金 額 ②	第 2 次 計 画 目 標 (平成28年度末)	圧 縮 額 ②-①
財 政 局	市 税	13,258	3,826	4,502	△9,432
環 境 局	路上禁煙違反の 過 料	5	2	2	△3
健 福 社 康 局	国民健康保険料	12,293	8,548	9,301	△3,745
	生活保護法 返還金・徴収金	1,212	2,988	3,200	1,776
	介護保険料	912	894	843	△18
	災害援護資金 貸 付 金	515	590	472	75
	後期高齢者 医療保険料	221	183	239	△38
	生活保護費 戻 入 金	44	144	116	100
	国民健康保険 不当利得返還金	121	66	64	△55
	福祉医療高額 療養費返還金	33	14	9	△19

(単位：百万円)

区 分	債 権 名	平成21年度未 未 収 金 額 ①	平成26年度未 未 収 金 額 ②	第 2 次 計 画 目 標 (平成28年度末)	圧 縮 額 ②-①
子 ども 青 少 年 局	母子父子寡婦 福祉資金貸付金	640	566	562	△74
	民間保育所 徴 収 金	31	107	111	76
	児童扶養手当 返 還 金	24	101	83	77
	児童入所施設 徴 収 金	46	40	40	△6
	公立保育所 徴 収 金	45	29	22	△16
	児 童 手 当 返 還 金	25	13	15	△12
住 宅 局 都 市 局	市営住宅等 家 賃	648	438	396	△210
	住宅新築資金等 貸付金償還金	37	26	23	△11
	市営住宅等 駐 車 場 使 用 料	16	14	15	△2
緑 土 木 局	道 路 占 用 料	56	15	19	△41
教 委 員 会	名古屋 入 学 準 備 金	3	24	34	21
	名古屋 奨 学 金	16	10	7	△6
上 水 道 下 局	下水道使用料	148	110	107	△38
	水道料金	124	96	103	△28
病 院 局	市立病院診療費 (本人負担分)	194	155	149	△39
合 計		30,667	18,999	20,434	△11,668

エ 主な取り組み

(ア) 新たな未収金の発生抑止

- ・ 市民が納付しやすい環境を整備するため、口座振替、ペイジー口座振替受付サービス、コンビニ収納及び携帯電話・スマートフォンによる納付（モバイルレジ）の実施
- ・ 電話や文書による組織的な早期催告の実施
- ・ 民間ノウハウを活用した電話による納付の呼び掛け業務などの実施
- ・ 効率的な債権管理を実施するため、催告書発行機能を追加するなど債権管理に係る電算システムの改修又は新たな電算システムの導入

(イ) 既存未収金の整理

- ・ 連帯保証人を含め、電話催告や訪問催告を粘り強く実施
- ・ 収入や資産があるにもかかわらず納付しない者に対する、差押えや支払督促などの法的措置の実施
- ・ 滞納処分の停止や名古屋市債権管理条例に基づく債権放棄の実施

(ウ) 全庁一体となった取り組みの継続

- ・ 名古屋市債権管理対策会議において各局の取り組み方針を統一し、情報の共有を図るとともに、各局が策定した債権回収実施計画の進行管理を実施
- ・ 回収業務を区役所で行っている債権について、債権管理に対する区役所の意識の向上を図るため、区別の未収金状況を周知
- ・ 名古屋市債権管理条例に基づく適正な債権管理の実施

(エ) 債権回収体制等の整備促進

- ・ 債権回収室における高額困難案件の集中整理の実施
- ・ 集中整理により蓄積されたノウハウや把握した課題をもとに、債権回収体制のあり方等について所管局と協議を実施
- ・ 債権回収室が有するノウハウを活用した研修などの実施

(2) 取り組みの現状と課題

ア 現状

一部の債権については、給付業務等の福祉業務に重点が置かれ効率的な回収業務が行われていないことや、債権回収のノウハウが不足していることなど、回収業務に係る取り組みが不十分な状況であるが、多くの債権においては、計画的に債権回収の取り組みを実施することで、未収金の圧縮が進んでいる。

イ 課題

- ・ 所管局及び回収担当課が属する局・区（以下、所管局及び回収担当課が属する局・区を「所管局等」という。）において、債権管理の取り組みを継続的に検証し、改善を行うことで、より効率的かつ効果的な債権管理に努めること
- ・ 一部の債権については、債権回収のノウハウを定着させるとともに、債権管理体制の整備を進めること
- ・ 今後も全庁一体となった債権管理の取り組みを継続して全体の未収金をさらに圧縮していくこと

2 第3次名古屋市債権管理計画（案）の概要

（1）策定の趣旨

適正な債権管理は、収入の確保と市民負担の公平性を維持するために、極めて重要である。

このため、本市では、所管局等が適正な債権管理を行うことを基本としつつ、増加した未収金の効率的かつ効果的な圧縮を目的として、名古屋市債権管理対策会議を中心に、全庁的な対応を行ってきた。

これまでの第1次計画及び第2次計画に基づく取り組みの結果、未収金は着実に減少し、第2次計画に定めた数値目標を計画期間初年度で達成するとともに、一部取り組みに遅れがみられる債権があるものの、多くの所管局等において適正な債権管理の取り組みが概ね定着してきた。

今後、適正な債権管理をより一層進め、依然として194億円にのぼる未収金をさらに圧縮していくためには、従来の発生した未収金の回収という観点に留まらず、不正又は不当な事由に起因する債権の発生の未然防止なども含め、債権の発生から消滅までの一連の債権管理を、所管局等が自ら継続的に実施し、検証し、改善していくよう、取り組みの幅を広げていくことが必要である。

また、取り組みに遅れがある債権を所管する一部の所管局等については、早期に体制を整備することが必要である。

そこで、第2次計画については、その計画期間の終了を待つことなく平成27年度で終結させ、未収金について新たな圧縮目標を定めるとともに、所管局等における自律的かつ持続的な債権管理を推進するために、第3次名古屋市債権管理計画を策定する。

（2）計画期間

平成28年度から平成30年度まで

(3) 目標

平成30年度末の未収金額を149億円以下とする

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末 未 収 金 額 ①	平成30年度末 未 収 金 額 ②	圧 縮 額 ②-①
財 政 局	3,826	3,024	△802
市 民 経 済 局	16	11	△5
環 境 局	7	4	△3
健 康 福 祉 局	13,682	10,274	△3,408
子 ども 青 少 年 局	897	739	△158
住 宅 都 市 局	478	402	△76
緑 政 土 木 局	45	22	△23
教 育 委 員 会	46	51	5
消 防 局	1	—	△1
上 下 水 道 局	207	201	△6
交 通 局	10	6	△4
病 院 局	155	100	△55
合 計	19,370	14,834	△4,536

(4) 基本的な考え方

ア 自律的かつ持続的な債権管理の実施

所管局等において自律的かつ持続的な債権管理を実施できるよう、新たな未収金の発生抑止及び既存未収金の整理に加え、不正又は不当な事由に起因する債権の発生の未然防止などを含めて、債権の発生から消滅までの一連の債権管理を、継続的に実施し、検証し、改善することで、債権管理の取り組みを向上させ、さらなる未収金の圧縮を図る。

イ 債権管理体制等の整備・改善

債権管理の取り組みが遅れている一部の債権及び未収金が増加している債権については、実地指導及び名古屋市債権管理対策会議幹事会分科会での協議等を通じて、債権管理体制等の整備・改善を図る。

また、すべての所管局等を対象に、事案検討会や債権管理に関する研修を実施して債権管理のノウハウの定着を図る。

ウ 全庁一体となった取り組みの継続

名古屋市債権管理対策会議を中心として、債権管理に対する所管局等の取り組みの向上に努めるとともに、名古屋市債権管理条例に基づいた適正な債権管理の徹底を図る。

(5) 具体的な取り組み

ア 自律的かつ持続的な債権管理の実施

(ア) 債権の性質に応じたより広い視点からの債権管理の推進

所管局等は、新たな未収金の発生抑止及び既存未収金の整理の取り組みについて継続的な改善を図ることに加えて、債権発生の未然防止などを含めて、債権の性質に応じた取り組みを検討し実施する。

(イ) 所管局における債権管理の取り組みの改善

所管局は、年間目標の設定とそれに基づく債権管理の継続的な改善を行うとともに、回収担当課への指導を実施する。

(ウ) 回収担当課が属する局・区における債権管理の取り組みの改善

回収担当課が属する局・区は、所管局が定める年間目標を踏まえた計画を策定し実施するとともに、その継続的な改善を図る。

イ 債権管理体制等の整備・改善

(ア) 実地指導の実施

区役所で回収業務を行っている主要債権のうち、債権管理体制の整備が進んでおらず、債権管理推進組織による支援を要する債権（以下「要支援債権」という。）の回収担当課を、債権管理推進組織及び債権所管課の職員が訪問し、管理監督者の進行管理や具体的な回収方法等について直接指導する。

(イ) 集中整理の実施

要支援債権及び未収金の増加が見込まれるその他主要債権の高額困難事案の一部を、債権管理推進組織が引き受けて集中的に整理を行う。

(ウ) 債権管理体制等の整備・改善に向けた協議

要支援債権等について、名古屋市債権管理対策会議幹事会分科会での協議やヒアリング等を通じて、債権管理体制等の整備・改善を図る。

(エ) 債権管理に係るノウハウの提供

処理困難事案の処理方針等を検討する事案検討会を通じて、債権管理推進組織が債権所管課等に対して債権管理に係るノウハウを提供し、その後の進捗管理を徹底することでノウハウの定着を図る。

(オ) 研修の拡充

債権管理推進組織が債権管理を担当する管理監督者を対象とした研修を実施することで、管理監督者が回収業務の進行管理や組織的な取り組みを行うことができるよう支援する。

ウ 全庁一体となった取り組みの継続

- (ア) 名古屋市債権管理対策会議における意思統一と情報の共有
- (イ) 名古屋市債権管理対策会議における進行管理の徹底
- (ウ) 各区役所における債権管理に関する情報の共有
- (エ) 名古屋市債権管理条例に基づく適正な管理
- (オ) 市民への公表

(6) 第3次計画公表までのスケジュール

時 期	内 容
平成 27 年 12 月下旬 ～平成 28 年 1 月下旬	パブリックコメントの実施
平成 28 年 3 月	第 3 次計画の策定・公表

(参考) 平成28年度以降の債権管理の推進イメージ

名古屋市債権管理対策会議 (平成22年4月～)

- 構成メンバー
(委員長) 財政局担任副市長
(副委員長) 財政局税務監
(委員) 関係局(区)の局(区)長
- 債権管理の取り組みに対する全庁的な意思統一と情報の共有
- 全庁的な取り組みに対する統括的な指導・調整及び進行管理

幹事会

- 構成メンバー
主要債権の関係課長
- 対策会議の円滑な運営

幹事会分科会

- 構成メンバー
要支援債権の関係課長
- 回収担当課の債権管理体制等のあり方について協議

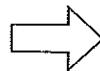
第3次名古屋市債権管理計画

- 計画期間 平成28年度から平成30年度まで
- 目 標 平成30年度末の未収金額を149億円以下とする
- 取り組み
 - ・ 自律的かつ持続的な債権管理の実施
 - ・ 債権管理体制等の整備・改善
 - ・ 全庁一体となった取り組みの継続

所管局

年間目標(目標数値・重点取り組み事項)の設定及び債権管理の取り組みの継続的な改善

指導



支援

回収担当課が属する局・区

年間目標を踏まえた計画の策定及び債権管理の取り組みの継続的な実施、検証、改善

条例に定める事項に基づき適正に管理

名古屋市債権管理条例

- 実地指導
- 債権管理体制等の協議
- 回収ノウハウの提供

高額困難事案の集中整理

債権管理推進組織

